

2022年4月1日

兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会

○兵庫県立大学研究倫理委員会規定

○兵庫県立大学環境人間学部人を対象とした医学研究に関する倫理規定

○生命・医学系指針の一部改正について（通知）

○兵庫県立大学環境人間学部動物実験規定

○兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会委員

○審査件数の実績(2022年3月31日現在)

年度	2020年	2021年
審査件数	27件	25件

○研究倫理講習会の実施状況

2020年7月15日 受講者54名

2021年6月16日 受講者60名

2021年12月15日 受講者59名

兵庫県立大学環境人間学部動物実験委員会

○審査件数の実績（2022年3月31日現在）

年度	2020年	2021年
審査件数	3件	7件

○動物実験教育訓練の実施状況（2022年3月31日現在）

年度	2020年	2021年
実施件数	5回	3回
受講者数	32名	20名

○実験動物慰霊祭の実施状況

2021年1月27日 参加者13名

2022年1月24日 参加者12名

○自己点検・評価の結果

2021年度 3月末

事務局

姫路環境人間学キャンパス経営部総務課 Tel 079-292-1515

平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第32号

兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、環境人間学部及び環境人間学研究科（以下「学部等」という。）で行われる人及び実験動物を対象とする研究（以下「研究」という。）について、兵庫県立大学研究倫理指針（以下「本学指針」という。）、ヘルシンキ宣言及び国の策定する倫理指針に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、兵庫県立大学環境人間学部教授会規程（平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第2号）第8条及び兵庫県立大学環境人間学研究科委員会規程（平成25年兵庫県立大学環境人間学研究科規程第2号）第9条の規定に基づき設置する兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究における倫理のあり方に係る基本的事項についての調査及び審議
- (2) 学部等の教員、大学院生、学部学生、客員研究員等が実施する人を対象とする研究（人文社会学の調査及び実験を含む。）の倫理上の審査

(申請)

第3条 前条第2号の審査に係る申請は、研究を行う学部等教員が行う。大学院生、学部学生、客員研究員等の場合は、指導教員が行う。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

(審査)

第4条 委員会は、前条の申請及び環境人間学部長（以下「学部長」という。）の委員会への諮問に基づき審査を行う。ただし、学部長又は委員会が必要と認める時は、申請のない場合でも審査の対象とすることができる。

(組織)

第5条 委員会は、環境人間学部各部門および環境人間学研究科共生博物部門から選出された委員をもって構成する。

- 2 必要に応じて学外・学部外の有識者を加えることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成委員から除く。

- 5 委員会が必要と認めた場合は、研究の実施責任者または第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。
- 7 学部長は必要に応じて会議に出席することができる。

(公表)

第9条 前条第6項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、経営部総務課で処理する。

(その他)

第11条 人及び動物以外の研究において、研究に関する違反行為、研究費の不適切な執行・管理、研究機器・薬品等の不適切な執行・管理、不適切な公開（結果のねつ造、改ざん、盗用などの不正等）など、基本的な研究倫理に反するような事態が生じた場合は、本学指針に基づき、原則として全学委員会に審議を委ねることとする。ただし、学部長、研究科長、委員長等が必要と認めた場合、当委員会においても審議をすることができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月16日改正）

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年1月15日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**兵庫県立大学環境人間学部人を対象とした医学研究に関する倫理規程**

(目的)

第1条 この規程は、生命科学の教育・研究における人の重要性とその特質に鑑み、兵庫県立大学研究倫理指針、ヘルシンキ宣言及び国の策定する倫理指針に基づき、環境人間学部及び環境人間学研究科（以下「学部等」という。）において、人間を対象とした研究を立案し、実施する場合に遵守すべき事項を示し、科学的にはもとより、生命倫理の観点からも適正な研究の実施を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、人を対象とした医学研究の対象となる人（以下「研究協力者」という。）とする。

(実験計画の立案)

第3条 研究者は、生命倫理の観点から、人の研究の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試検体、研究方法の吟味と同時に、適正な研究に必要な環境等の条件を確保しなければならない。このため、研究の代表者は、実験計画の立案に当たって、分担研究者等と協議を行うとともに、必要に応じて研究倫理委員会に助言等を求め、有効、適切な実験が行えるようにしなければならない。

2 研究者は、実験計画の立案に際し、研究協力者の生命健康及び尊厳の擁護、研究協力者とその家族及び血縁者の人権の擁護、個人情報保護、研究によって生じる研究協力者とその家族及び血縁者への不利益・危険性等に配慮するとともに、研究協力者に研究の内容、方法を文書及び口頭で十分説明の上、理解を求め文書による同意を得なければならない。

(検体の取り扱い)

第4条 研究者は、人の検体を取り扱う場合には、検体提供者、その家族および血縁者の尊厳と人権を尊重し、検体提供者の善意に敬意を払い、検体を活用しなければならない。

2 研究者は、人の検体を研究に用い、研究のために保存する場合には、原則として予め当該提供者の同意を文書により得なければならない。

3 研究者は、検体の提供者がその検体の活用中止又は返還等を求めた場合には、当該提供者の意向に従うものとする。

(検体の管理)

第5条 研究者は、人の検体について匿名化が行われた後に、研究に活用するものとする。

2 研究者は、人の検体の適正な管理及び匿名化のための台帳を定めるものとする。

3 研究者は、他の研究機関等に人の検体を提供または送付する必要がある場合には、研究倫理委員会の承認を求め、文書によって提供又は送付するものとする。

(検体管理者)

第6条 人の検体を適正に管理するため、学部等に検体管理者を置くこととし、原則として研究倫理委員会の長をもって充てることとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 16 日改正）

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

3 文科振第 654 号  
科発 0310 第 1 号  
医政発 0310 第 1 号  
20220307 商局第 4 号  
令和 4 年 3 月 10 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
関 係 各 施 設 等 機 関 等 の 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
関 係 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長  
関 係 各 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 特 別 区 の 長  
各 保 健 所 設 置 市 の 長  
関 係 各 団 体 の 長  
殿

文 部 科 学 省 研 究 振 興 局 長  
池 田 貴 城

厚 生 労 働 省 大 臣 官 房 厚 生 科 学 課 長  
佐 々 木 昌 弘

厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
伊 原 和 人

経 済 産 業 省 商 務 ・ サ ー ビ ス 審 議 官  
畠 山 陽 二 郎

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正について（通知）

人を対象とする生命科学・医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「指針」という。）により、その適正な実施を図ってきたところです。

今般、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の一部の施行に伴い、これらの法律の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律

第 57 号。以下「改正後個人情報法」という。)の規定を踏まえ、指針の見直しを行い、令和 4 年 3 月 10 日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」(令和 4 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「改正指針」という。)を告示しましたので、下記のとおり通知します。なお、改正の趣旨は下記 1、主な改正点は下記 2 のとおりです。

つきましては、貴機関、貴団体又は管下において研究に携わる者全てに改正指針が遵守されるよう、周知徹底をお願いします。また、各研究機関においては改正指針に基づき研究が適正に行われるよう、必要な組織体制や内規の整備等の対応をお願いします。

なお、改正指針に関して、下記 3 のとおりガイダンスを改訂するとともに、下記 4 のとおり指針運用窓口を設けていますので、改正指針の円滑な運用に向け、併せて関係者に対して周知徹底をお願いします。

## 記

### 1. 改正の趣旨について

改正後個人情報法を踏まえ、令和 3 年 5 月より、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の 3 省による「生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議」において、指針の見直しについて検討を行ってきた。今般、令和 3 年に実施したパブリック・コメントにおける意見や、同合同会議における議論を踏まえ、改正指針を令和 4 年 3 月 10 日に告示するとともに、同年 4 月 1 日から施行することとした。

### 2. 主な改正点について

#### (1) 用語の定義の見直し

生存する個人に関する情報についての用語は、改正後個人情報法における用語に合わせた。また、死者の情報に関する用語の定義は置かず、死者に係る情報を取り扱う研究について指針を準用する旨の規定を置いた。

「匿名化」の用語は用いないこととし、匿名化されている情報については、改正後個人情報法上の該当する各用語を当てた。

#### (2) 指針の適用範囲の見直し

改正後個人情報法において仮名加工情報が新設されたこと等に伴い、「個人情報でない仮名加工情報」に相当する情報等についても、新たに指針の対象とすることとした。

#### (3) 個人情報の管理主体の規定

個人情報の管理主体は、研究機関の長又は既存試料・情報のみを行う者が所属する機関の長であることを明示した。

#### (4) インフォームド・コンセント等の手続の見直し

改正後個人情報における学術例外規定の精緻化により、改正前の指針で規定されるインフォームド・コンセント（以下「IC」という。）等の手続（試料・情報の取得・利用・提供）について、例外要件ごとに規定する必要等が生じたため、見直しを行った。

① 新たに試料・情報を取得して研究を実施する場合（指針第8の1（1））

○侵襲及び介入を行わず、試料を用いない研究については、一定の要件を満たす場合に、IC手続等を適切な形で簡略化することができるものとした。

○改正後個人情報法第27条の規定も踏まえ、新たに取得した情報（要配慮個人情報を除く。）を共同研究機関に提供する場合のIC手続等については、既存の情報（要配慮個人情報を除く。）を他の研究機関に提供する場合のIC手続等を準用することとした。

② 自機関で保有する既存試料・情報を用いて研究を実施する場合（指針第8の1（2））

○IC手続等を行うことなく利用できる既存試料・情報は、既に特定の個人を識別できない状態に管理されている試料（当該試料から個人情報が取得されない場合に限る。）、既存の仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報とした。

○社会的に重要性の高い研究に既存試料・情報を用いる場合及び試料を用いない場合について、一定の要件を満たした場合には適切な同意又はオプトアウトが許容されることとした。

③ 他の研究機関に既存試料・情報を提供する場合（指針第8の1（3）・（4））

○提供される既存試料・情報の種類（試料又は要配慮個人情報を提供する場合か否か）によって場合分けをし、試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合は原則ICを取得することとし、要配慮個人情報以外の情報を提供しようとする場合は原則適切な同意を取得することとした。

○IC手続等を行うことなく提供することができる既存試料・情報は、既に特定の個人を識別できない状態に管理されている試料（当該試料から個人情報が取得されない場合に限る。）、個人関連情報（一定の場合に限る。）及び匿名加工情報（IC取得が困難な場合に限る。）とした。

○一定の要件を満たす場合にはIC手続等を簡略化できるものとし、簡略化の要件を満たさない場合であっても、改正後個人情報法第27条第1項に定める例外要件に該当する場合は、オプトアウトによる提供が許容されるものとした。

○改正後個人情報法の内容も踏まえ、オプトアウトにより既存試料・情報を提供する際に研究対象者等へ通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項について見直した。

④ 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い（指針第8の1（6））

○外国にある第三者に提供する場合には、引き続き、改正前の指針の規定を維持し、原則として、適切な同意を求めることとした。

○改正後個人情報法第28条第1項に定める例外要件である改正後個人情報法第27条第1項各号



に該当する場合であっても、原則として（ア）研究対象者等の適切な同意を得た場合、（イ）個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制を整備している者に対する提供である場合又は（ウ）我が国と同等の水準国にある者に対する提供である場合に限り提供できるものとした。

○改正後個人情報法第 27 条第 1 項各号に該当する場合であっても（ア）の場合には、改正後個人情報法第 28 条第 2 項と同様、同意取得に当たっては、外国の名称等の情報を研究対象者等に提供する必要があるものとした。

○改正後個人情報法第 27 条第 1 項各号に該当する場合であっても（イ）の場合には、改正後個人情報法第 28 条第 3 項と同様、相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、研究対象者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を本人に提供する必要があるものとした。

○改正後個人情報法第 27 条第 1 項各号に該当し、（イ）又は（ウ）に該当しない場合で、かつ、同意の取得が困難なときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、オプトアウトが許容されるものとする。

#### ⑤ その他

○第三者提供の際の個人関連情報の取扱いについては、改正後個人情報法上の取扱いに準じた取扱いとした。また、提供を受けた研究者等は、研究を実施するに当たっては、自機関で保有する既存情報を用いて研究を実施しようとする場合の規定に準じた IC 手続等を行うものとした。

#### （5）改正前の指針第 9 章（個人情報等及び匿名加工情報）の見直し

第 9 章においては、個人情報等について改正後個人情報法を遵守し、改正後個人情報法の対象でない試料及び死者の試料・情報についても、個人識別性、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、改正後個人情報法や条例等に準じた措置を講ずるよう努めることとした。また、改正後個人情報法では学術研究機関等に対しても法の規律が適用されることに伴い、改正前の指針第 18 の 2、第 19、第 20 及び第 21 を削除した。

#### （6）経過措置

改正前の指針及びそれ以前の指針（廃止前の疫学研究に関する倫理指針、臨床研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針又は人を対象とする医学系研究に関する倫理指針）の規定により実施中の研究については、個人情報保護関連法令及びガイドラインの規定が遵守される場合に限り、なお従前の例によることができる。

### 3. ガイダンスの改訂について

改正指針の各規定の解釈や具体的な手続の留意点等については、今後、ガイダンスを改訂し、3 省のホームページに掲載するので、必ず参照願いたい。

#### 4. 指針運用窓口について

改正指針の運用に関する質問等がある場合、下に掲げる3省の指針運用窓口のいずれにおいても受け付ける。

なお、医学的又は技術的に専門的な事項にわたる内容については、厚生労働省において検討し、必要に応じ専門家の意見も踏まえて対応する。

#### 【指針運用窓口】

指針の本文など、本件に関する一連の資料を以下の3省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

##### ○文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（代表）

E-mail：bio-med@mext.go.jp

ホームページ：文部科学省ライフサイエンスの広場 生命倫理・安全に対する取組

[https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku\\_igaku.html](https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku_igaku.html)

##### ○厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発振興課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

E-mail：ethics@mhlw.go.jp

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

##### ○経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-1790

E-mail：ethics@meti.go.jp

ホームページ：個人遺伝情報ガイドラインと生命倫理

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/bio/Seimeirinnri/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seimeirinnri/index.html)

平成 25 年兵庫県立大学環境人間学部規程第 34 号  
兵庫県立大学環境人間学部動物実験規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、生命科学の教育・研究における動物実験の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号)並びに兵庫県立大学動物実験管理規程(平成 25 年兵庫県立大学規程第 122 号)(以下「動物実験管理規程」という。)に基づき、環境人間学部及び環境人間学研究科(以下「学部等」という。)において、動物実験を立案し、実施する場合に遵守すべき事項を示し、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な研究の実施を促すことを目的とする。

2 動物実験等の実施に際しては、動物実験管理規程によるほか、当規程による。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、学部等において行われるほ乳類を用いる実験に適用し、ほ乳類以外の動物を実験に用いる場合においても、この規程に準拠するものとする。

(実験計画の立案)

第 3 条 研究者(動物実験実施者及び飼養者)は、動物福祉の観点から、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物種・系統の選択、実験方法の十分な検討を行うと同時に、実験動物管理者と協力し、責任の分担を明確にして、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。

(用語の定義)

第 4 条 この規程で定める用語の定義は、動物実験管理規程に定めるところによる。なお、当規程における管理者とは、環境人間学部長又は環境人間学研究科長を指すものとする。

(実験動物管理者による助言)

第 5 条 実験動物管理者は、動物実験等の適正な実施を図るため管理者を補佐し、以下に掲げる助言を管理者に行う。

- (1) 動物実験管理規程第 11 条に基づく施設等の設置・変更
- (2) 動物実験管理規定第 14 条に基づく施設等の維持管理及び改善
- (3) 動物実験管理規定第 15 条に基づく施設等の廃止
- (4) その他、管理者が当規程に基づきその職務を果たすのに必要な内容

第 2 章 動物実験委員会

(設置)

第 6 条 動物実験管理規程第 6 条の規定に基づき、学部等に姫路環境人間キャンパス動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(審議事項)

第 7 条 委員会は、学部等における動物実験が動物実験管理規程の適正な運用のもとに行われるよう指導、監督を行うとともに、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織が行う実験計画並びに当該実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること
- (2) 組織が承認した施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること
- (3) 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること
- (4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること
- (5) その他動物実験等の適正な実施に関し必要なこと

2 委員会は、前項の目的のために、動物実験責任者に対して動物実験に関する記録の提示を求めることができる。

(構成)

第 8 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、必要に応じて学部外の有識者を加えることができる。

- (1) 兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会規程(平成 25 年兵庫県立大学環境人間学部規程第 32 号)(以下「研究倫理委員会規程」という。)第 5 条第 1 項に規定する兵庫県立大学環境人間学部研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」という。)構成員

- (2) 姫路環境人間キャンパス内の動物実験実施研究室より選出された者 1名
  - (3) 実験動物管理者
  - (4) 姫路環境人間キャンパス経営部長
- 2 前項に規定する構成員は、自らが委員会に申請する内容については、その審議に加わることが出来ない。
- (委員の任期)
- 第9条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- (委員長)
- 第10条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、研究倫理委員会委員長をもって充てる。
- (会議)
- 第11条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、書面による審査をもって開催することができる。
- (庶務)
- 第12条 委員会の庶務は、姫路環境人間キャンパス経営部総務課で行う。

### 第3章 動物実験等の実施

#### (動物実験計画の審査)

- 第13条 動物実験管理規程第7条第1項に基づく申請は、様式1により研究を開始する1か月前までに管理者経由で委員会へ提出するものとする。
- 2 前項に基づく申請があった場合、管理者は速やかに審査を行い、委員会に申請内容を報告する。この際、管理者は申請内容に意見を付すことが出来る。
- 3 委員会は、第1項に基づく申請に対する審査結果を、様式2により動物実験責任者へ通知する。なお、通知は管理者経由で行うものとする。

#### (動物実験計画の変更、中止)

- 第14条 動物実験責任者による動物実験計画の変更申請は、様式3により計画を変更する1か月前までに管理者経由で委員会へ提出するものとする。
- 2 前項に基づく申請があった場合、管理者は速やかに審査を行い、委員会に申請内容を報告する。この際、管理者は申請内容に意見を付すことが出来る。
- 3 委員会は、第1項に基づく申請に対する審査結果を、様式2により動物実験責任者へ通知する。なお、通知は管理者経由で行うものとする。
- 4 動物実験責任者による動物実験計画の中止届は、様式4により管理者経由で委員会へ提出するものとする。

#### (動物実験実施状況の報告)

- 第15条 動物実験管理規程第10条第1項により、動物実験責任者が動物実験の終了を委員会に報告する際は、様式5により管理者経由で委員会へ行うものとする。
- 2 前項の報告は、研究期間が複数年の場合は各年度末に行うものとする。

### 第4章 教育訓練の実施

#### (教育訓練の実施)

- 第16条 委員会は、動物実験管理規程第22条に基づく教育訓練を実施する。
- 2 委員会は、前項に基づく教育訓練の記録を様式6により保管する。
- 3 様式6に基づき作成された教育訓練の記録は、管理者及び実験動物管理者がその内容を知ることが出来るよう配慮する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

委員名	所属	委員
吉村 美紀	人間環境部門	研究倫理・動物実験
村上 明	人間環境部門	研究倫理・動物実験
江口 善章	社会環境部門	研究倫理・動物実験
水上 優	社会環境部門	研究倫理・動物実験
高橋 鉄美	研究科共生博物部門	研究倫理・動物実験
吉田 優	人間環境部門	研究倫理
奥 勇一郎	社会環境部門	研究倫理
西谷 秀男	外部委員・理学研究科	研究倫理
佐藤 宏子	外部委員・和洋女子大学	研究倫理
田中 更沙	人間環境部門	動物実験
有満 秀幸	人間環境部門	動物実験
森安 秀和	経営部	動物実験